

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市^{■■■}福祉保健センター長

平成29年7月24日付けて^{■■■■■}から提起された審査請求（平成29年度（審）第73号）について、次のとおり裁決します。

1 主文

横浜市^{■■■}福祉保健センター長が請求人に対して行った平成29年6月27日付け生活保護変更決定処分は取り消す。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2(1) 事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

審理員意見書の別紙1「2(3) 前提事実」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

(1) 保護の補足性及び公の給付に係る収入認定について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（保護の補足性）と規定していることから、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然にこれを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

イ また、他の法律に定める扶助は、法による保護に優先して行われるものであり（法第4条第2項）、他の法律又は制度による保障等を受

けることができる者は、極力その利用に努めさせることとされ（次官通知第6）、特にその活用を図るものとして、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法等が示されている（局長通知第6）。

ウ 収入の認定に当たっては、月額により、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により（次官通知第8-2）、公の給付については、その実際の受給額を認定し（次官通知第8-3（2）ア（ア））、6か月以内の期間ごとに支給されるものは、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（局長通知第8-1（4）ア）。

（2）扶助費の遡及支給の限度について

問答集問13-2は、「収入減の事実が明らかとなつたため、既に算定した収入充当額が過大となつたとき」のように、事後に保護の変更を要することとなつた場合について、①本来、受給者には収入申告等の届出の義務が課せられていること（法第61条）、②一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないこと、③行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされており、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと、以上の理由により、保護の変更決定を行つて扶助費を遡及支給する限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされている。

（3）本件処分の適法性について

ア 本件処分は、本件各手当の収入認定を削除すべきであったことが後になって判明したことから、処分庁が請求人に対し、法第25条第2項に基づき、平成29年4月1日を実施年月日として行ったものである。これに対して請求人は、本件処分による遡及変更は平成29年4月よりも前に遡るべきであると主張しているものと認められる。

イ 本件処分の適法性について検討するに、上記2（3）エのとおり、請求人及び長男が受給した本件各手当は、平成28年8月分が最後であつて、平成28年9月分以降は受給していないから、処分庁は、局長通知第8-1（4）アの取扱いに準じると、特別児童扶養手当に係る収入認定は、平成28年12月まで行って平成29年1月に削除、障害児福祉手当に係る収入認定は平成28年11月まで行って平成28年12月に削除するべきであった。

しかしながら、上記2（3）ケのとおり、処分庁は平成29年6月になつて当該事実を認識したものと認められるから（なお、上記2

（3）オ及びカのとおり、請求人及び長男が処分庁に提出した本件各手当の受給が終了する前後の月の収入申告書には、本件各手当について何ら記載されていない。）、事後に保護の変更を要することが明らかとなつた場合に該当する。

ウ 上記（2）のとおり、一般的には「収入減の事実が明らかとなつたため、既に算定した収入充当額が過大となつたとき」として、事後に保護の変更を行い、扶助費を遡及支給する限度は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされているが、その理由としては、「本来、受給者には収入申告等の届出の義務が課されていること」が挙げられている。したがって、問答集間13-2が扶助費の遡及支給について3か月程度を限度とする取扱いは、一般的には被保護者の届出や申請等が遅れたことに起因する場合の遡及支給を想定しているもので有ると解される。そうだとすると、問答集間13-2が想定している遡及支給と異なる場面にまで、3か月を超えて遡及支給できないものとすることは相当ではない。

エ 本件について検討してみると、まず収入申告に関しては、少なくとも平成28年7月から29年6月までの間、各手当を受給していない旨の記載となっているものの、特別児童扶養手当に係る分については平成29年1月分以降、また障害児福祉手当に係る分については平成28年12月以降、それぞれの手当の額がゼロ円となつたことから、各手当を受給していない旨の収入申告のうち、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に限った部分については、正しい収入申告書の内容となっており、少なくとも平成28年12月以降について、請求人が収入申告等の届出義務を怠つたと評価することは妥当ではない。一方、処分庁は、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるとときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないものとされている（法第25条第2項）ところ、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を受給できるのは20歳までであることは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に明文で規定されていることからしても、審査請求人の長男が20歳を迎えた段階で、審査請求人世帯に特別児童扶養手当及び障害児福祉手当が受給されないことは容易に確知でき、それに対応した生活保護費の変更決定もなしうるものである。したがつて、平成28年12月から平成29年3月までの間の生活保護費の過少支給を招いたのは、処分庁の事務処理の瑕疵と評価できる。

オ 以上、本件については、処分庁の事務処理の瑕疵により、生活保護費の過少支給がなされていることから、問答集間13-2を適用して遡及支給を3か月に限定して行われた本件処分は妥当ではない。

カ また、処分庁は厚生労働省と個別に協議すること等により遡及支給することについて検討することも可能であったにもかかわらず、本件について、検討されているとは認められない。

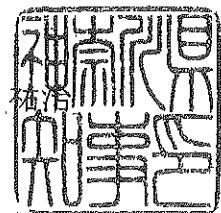
キ したがつて、本件処分は、理由に妥当性がなく調査検討も不十分な瑕疵ある処分と言わざるを得ず、取り消すのが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、横浜市[]福祉保健センター長が請求人に対して行った平成29年6月27日付け生活保護変更決定処分は取り消す。

平成30年9月21日

神奈川県知事 黒岩



神奈川

行政不

による同
第73号)

別紙1

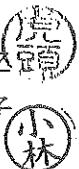
- 1 審査
- 2 処分
- 3 審査
- 4 審査
- 5 審査
- 6 審査
- 7 審査

審理員意見書

平成 29 年 12 月 22 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之
神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] が平成 29 年 7 月 24 日付けで提起した処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長による同年 6 月 27 日付け生活保護変更決定処分についての審査請求（平成 29 年度（審）第 73 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人 [REDACTED] の長男である「[REDACTED]」を「長男」という。
- 4 審査請求人 [REDACTED] の次女である「[REDACTED]」を「次女」という。
- 5 審査請求人 [REDACTED] の三女である「[REDACTED]」を「三女」という。
- 6 審査請求人 [REDACTED] の次男である「[REDACTED]」を「次男」という。
- 7 審査請求人 [REDACTED] の三男である「[REDACTED]」を「三男」という。



別紙 1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

（1）事案の概要

本件審査請求は、平成 29 年 6 月 27 日付けで、処分庁が請求人に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づき、同年 4 月 1 日を実施年月日として行った手当認定削除を理由とする生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

（2）本件に係る法令等の規定（本件処分時に適用されていたもの）

別紙 2 のとおり

（3）前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に居住し、本件処分時において、長男（平成 8 年 8 月生まれ）、次女（平成 11 年 5 月生まれ）、三女（平成 12 年 9 月生まれ）、次男（平成 14 年 9 月生まれ）及び三男（平成 16 年 5 月生まれ）とともに、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 3 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の決定及び実施に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 22 年 3 月 5 日を実施年月日として、処分庁は請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 28 年 8 月、長男が 20 歳となった。これにより同年 9 月分以降、長男に係る特別児童扶養手当及び障害児福祉手当（以下「本件各手当」という。）の支給要件が消滅し（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 17 条並びに第 26 条）、支給されないこととなつた。

なお、最後の支給となつた同年 8 月分の特別児童扶養手当は、同法第 5 条の 2 第 3 項但書に基づき、同年 11 月に支給され、同年 8 月分の障害児福祉手当は、同法第 19 条の 2 本文に基づき、同年 11 月に支給された。

オ 同年 11 月 22 日、処分庁は請求人及び長男から、同年 7 月から 9 月までの収入申告書を收受したが、同申告書には、本件各手当について何ら記載されていなかつた。

カ 平成 29 年 2 月 3 日、処分庁は請求人及び長男から、平成 28 年 10 月から 12 月ま

での収入申告書を收受したが、同申告書には、本件各手当について何ら記載されていなかった。

キ 平成 29 年 3 月 15 日付けで、処分庁は請求人に対し、同年 4 月 1 日を実施年月日として、次のとおり保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 4 月（以降）>

最低生活費	437, 680 円…①
生活扶助費	357, 160 円
(基準生活費。母子加算 26, 430 円、児童養育加算 20, 000 円 及び障害者加算 53, 140 円を含む。)	
住宅扶助費（代理納付）	37, 000 円
教育扶助費	18, 980 円
一時扶助費（次女及び三女の高等学校等就学費）	24, 540 円
収入充当額	155, 430 円…②
児童手当（請求人）	25, 000 円
児童扶養手当（請求人）	64, 330 円
特別児童扶養手当（請求人）	51, 500 円
障害児福祉手当（長男）	14, 600 円
支給額	282, 250 円…③ (=①-②)
代理納付額	37, 000 円…④
徴収金充当額（法第 78 条の 2）	10, 000 円…⑤
差引支給額	235, 250 円 (=③-④-⑤)

ク 同年 4 月、5 月及び 6 月の各定例支給日に、処分庁は請求人に対し、上記キの決定に基づき、差引支給額 235, 250 円を支給した。

ケ 平成 29 年 6 月 20 日、処分庁は、本件各手当について、平成 28 年 9 月分以降支給されていないにもかかわらず、収入認定を継続していたことを把握した。

コ 平成 29 年 6 月 27 日付けで、処分庁は請求人に対し、上記ケの事実を踏まえ、同年 4 月 1 日を実施年月日として、次のとおり、本件各手当の認定削除を理由とする保護変更決定処分（本件処分）を行った。

<平成 29 年 4 月、5 月、6 月>

最低生活費	437, 680 円…①
生活扶助費	357, 160 円
(基準生活費。母子加算 26, 430 円、児童養育加算 20, 000 円 及び障害者加算 53, 140 円を含む。)	
住宅扶助費（代理納付）	37, 000 円
教育扶助費	18, 980 円
一時扶助費（次女及び三女の高等学校等就学費）	24, 540 円
収入充当額	89, 330 円…②

成されて
直年月日

児童手当（請求人）	25,000 円
児童扶養手当（請求人）	64,330 円
支給額	348,350 円…③ (=①-②)
代理納付額	37,000 円…④
徴収金充当額（法第 78 条の 2）	10,000 円…⑤
差引支給額	301,350 円 (=③-④-⑤)

また、本件処分により算定し直した同年 4 月分から 6 月分までの各月の差引支給額 301,350 円と、上記クの各月に支給済みの差引支給額 235,250 円との差額（保護費不足額）66,100 円の 3 か月分 198,300 円については、同年 7 月 4 日に追加支給することとした。

サ 同年 7 月 24 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア 「変更手当認定削除」の手当が実際に削除されたのは、平成 28 年 9 月である。

変更が認められたのは、遡り、前 3 か月間のみで、6 か月間の処分庁による削除が行われずにいた期間が認定されていない。

イ 生活扶助から 6 か月間に及び 66,100 円の減額があったことで、生活事態が大変困窮した状態で、現在もそのことは続いている。食料が買えず、また、学校納入金等の支払いが未納となり、借り入れしている。処分庁からの連絡により現状を知った。生活改善を試みた平成 28 年 9 月から平成 29 年 6 月までの期間中、同年 4 月から 6 月までの分しか認定されないという、訂正されないことに対して不服がある。

ウ 法第 8 条第 2 項の「前項の基準は、（中略）必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであり」に当てはめると、平成 29 年 3 月までの 4 か月間の未支給は、今までなかった生活費の圧迫を発生させることとなった。

エ 処分庁は問答集を引用し、3 か月程度と考えるべきであろうとの例示とあるが、処分庁の故意によらない間違いを訂正しないことは考えるべきである。間違えたら訂正することは、社会的に当然の行いであると思う。やむを得ない生活状況により、生活保護を受給しているが、そのことは本意ではなく、生活改善を図るよう努力している。どのように考えるべきか、常識的な見解を求める。

オ その追加支給がされなかつた期間、生活のすべてを節約したが、借金をしてその生活費に充てていた。現在もその借金を返済している。この問答に対しても憤慨している。郵便代、それにかかる時間的な負担が発生している。処分庁は誠意にも対応にも不足している。また、今後の類似した事例の際には、同様の間違いが起こらないよう最善を尽くしてほしい。担当職員の良し悪しで対応が変わらうようなことが

あつてほしくはない。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条の 2 第 3 項は、特別児童扶養手当の支給について、「手当は、毎年 4 月、8 月及び 12 月の 3 期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」としており、局長通知第 8-1(4)アに従い、処分庁は請求人が平成 28 年 8 月に受給した同年 4 月から 7 月分の特別児童扶養手当を、同年 8 月から 11 月までの間の収入として分割して収入認定を行い、同年 12 月に受給した同年 8 月分の特別児童扶養手当を同年 12 月分の収入として収入認定を行った。平成 29 年 1 月以降は特別児童扶養手当の収入認定を削除すべきところであったが、誤って同月以降も収入認定を続けていた。

イ また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条の 2 は、障害児福祉手当の支給について、「手当は、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月の 4 期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」としており、局長通知第 8-1(4)アに従い、処分庁は請求人が平成 28 年 8 月に受給した同年 5 月から 7 月までの 3 か月分の障害児福祉手当を、同年 8 月から 10 月までの間の収入として分割して収入認定を行い、同年 11 月に受給した同年 8 月分の障害児福祉手当を同年 11 月分の収入として収入認定を行った。平成 28 年 12 月以降は障害児福祉手当の収入認定を削除すべきところであったが、誤って同月以降も収入認定を続けていた。

ウ 処分庁は法、次官通知及び局長通知に則り行った、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の収入認定は、平成 28 年 11 月までの間に誤りはない。

エ さらに、本件処分は、請求人世帯の収入減が事後で判明したことによる、調整を行うための保護変更決定処分であり、問答集問 13-2 に則り、判明した平成 29 年 6 月から起算した前々月である平成 29 年 4 月 1 日を実施年月日として行った本件処分は妥当なものである。

4 理由

(1) 保護の補足性及び公の給付に係る収入認定について

ア 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（保護の補足性）と規定していることから、生活に困窮する者に、法第 4 条第 1 項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然にこれを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

イ また、他の法律に定める扶助は、法による保護に優先して行われるものであり（法第 4 条第 2 項）、他の法律又は制度による保障等を受けることができる者は、極力その利用に努めさせることとされ（次官通知第 6）、特にその活用を図るもの

として、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法等が示されている（局長通知第 6）。

ウ 収入の認定に当たっては、月額により、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により（次官通知第 8-2）、公の給付については、その実際の受給額を認定し（次官通知第 8-3(2)ア(ア)）、6か月以内の期間ごとに支給されるものは、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（局長通知第 8-1(4)ア）。

(2) 扶助費の遡及支給の限度について

問答集問 13-2 は、「収入減の事実が明らかとなつたため、既に算定した収入充当額が過大となったとき」のように、事後に保護の変更を要することとなつた場合について、①本来、受給者には収入申告等の届出の義務が課せられていること（法第 61 条）、②一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないこと、③行政処分について不服申立期間が一般に 3 か月とされており、3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと、以上の理由により、保護の変更決定を行つて扶助費を遡及支給する限度は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされている。

(3) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、本件各手当の収入認定を削除すべきであったことが後になって判明したことから、処分庁が請求人に対し、法第 25 条第 2 項に基づき、平成 29 年 4 月 1 日を実施年月日として行ったものである。これに対して請求人は、本件処分による遡及変更は平成 29 年 4 月よりも前に遡るべきであると主張しているものと認められる。

イ 本件処分の適法性について検討するに、上記 2(3)エのとおり、請求人及び長男が受給した本件各手当は、平成 28 年 8 月分が最後であつて、平成 28 年 9 月分以降は受給していないから、処分庁は、局長通知第 8-1(4)アの取扱いに準じると、特別児童扶養手当に係る収入認定は、平成 28 年 12 月まで行って平成 29 年 1 月に削除、障害児福祉手当に係る収入認定は平成 28 年 11 月まで行って平成 28 年 12 月に削除するべきであった。

しかしながら、上記 2(3)ケのとおり、処分庁は平成 29 年 6 月になって当該事実を認識したものと認められるから（なお、上記 2(3)オ及びカのとおり、請求人及び長男が処分庁に提出した本件各手当の受給が終了する前後の月の収入申告書には、本件各手当について何ら記載されていない。）、事後に保護の変更を要することが明らかとなつた場合に該当する。

ウ そして、上記(2)のとおり、「収入減の事実が明らかとなつたため、既に算定

した収入充当額が過大となったとき」として、事後に保護の変更を行い扶助費を遡及支給する限度は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされているから、処分庁が、平成 29 年 4 月 1 日を実施年月日として本件処分を行ったことに誤りはない。

エ 以上を踏まえて、本件処分における支給額等についてみると、支給額は、次官通知第 10 により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、保護基準に基づき、平成 29 年 4 月分から 6 月分までの請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記 2 (3) エのとおり 437,680 円となり、誤りはない。

オ 次に、収入充当額 89,330 円については、次官通知第 6 及び局長通知第 6 により、特にその活用を図ることとされている児童扶養手当法及び児童手当法に基づき支給された児童扶養手当及び児童手当について、次官通知第 8 3 (2) ア (ア) 及び局長通知第 8 1 (4) アに基づき収入認定したものであり、誤りはない。

カ 以上により、次官通知第 10 に基づき、最低生活費 437,680 円から収入充当額 89,330 円を差し引くと 348,350 円となるから、本件処分による同年 4 月分から 6 月分までの支給額の算定に誤りはない。

なお、住宅扶助費 37,000 円については、法第 37 条の 2 に基づいて処分庁が代理納付し、同条の規定により、支給したとみなされるものであり、徴収金充当額 10,000 円については、法 78 条の 2 に基づいて処分庁が徴収し、同条第 3 項の規定により、支給したとみなされるものであるから、結局、同月分の支給額は 348,350 円となり誤りはない。

また、追加支給額 198,300 円については、本件処分により算定し直した同年 4 月分から 6 月分までの各月の支給額と、上記 2 (3) キの各月の既支給額 282,250 円との差額である 66,100 円の 3 か月分（平成 29 年 4 月 1 日を実施年月日として遡及変更したため）として発生したものであり、誤りはない。

キ 以上により、本件処分は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

別紙 2.

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(住宅扶助)

第14条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）

3 【略】

(住宅扶助の方法)

第33条 住宅扶助は、金銭給付によって行うものとする。（後略）

2・3 【略】

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するも

のとする。

(保護の方法の特例)

第 37 条の 2 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、
 (中略) 第 33 条第 4 項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して
 交付する保護金品 (中略) のうち、(中略) 被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用等の徴収)

第 77 条 【略】

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 【略】

第 78 条の 2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第 1 項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 【略】

3. 前 2 項の規定により前条第 1 項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第 1 項の申出に係る部分に限る。）の交付（中略）があつたものとみなす。

イ 生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）

(保護の方法の特例)

第 3 条 法第 37 条の 2 に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表

の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
【略】	【略】
法第 33 条第 4 項の規定により交付する保護金品	当該被保護者に対し法第 14 条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
【略】	【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第 6 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

第 8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1 【略】

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、（中略）それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

（1）【略】

（2）就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

（ア）恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）

（イ）【略】

イ～エ 【略】

（3）～（5）【略】

第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号

厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。（中略）

1～25 【略】

26 児童扶養手当法

27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

28 児童手当法

29～39 【略】

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1)～(3) 【略】

(4) 恩給、年金等の収入

ア (前略) 厚生年金保険法、(中略) 国民年金法(中略) 等による給付で、
6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給
額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入
認定すること。

イ 【略】

(5) 【略】

2～4 【略】

オ 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課
長事務連絡。以下「問答集」という。）

問 13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例

(問) 次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

(a) 世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月
の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。

(b) 【略】

(c) 収入減の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過大と
なったとき。

(d) 収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少と
なったとき。

(e) 【略】

(答) 1 扶助費追加支給の限度

(a) の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追
給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定

変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に 3 か月とされているところからも支持される考え方であるが、3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

2 【略】

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c) 及び(d) の場合、それぞれ (a) 及び(b) と同様である。

すなわち、収入の増減が事後に明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は 3 か月程度と解すべきである。（後略）

力 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）

（用語の定義）

第 2 条 この法律において「障害児」とは、20 歳未満であつて、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

3・4 【略】

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第 2 章 特別児童扶養手当

（支給要件）

第 3 条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき（中略）は、その父若しくは母（中略）に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

2・5 【略】

（手当額）

第 4 条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき 33,300 円（障害の程度が第 2 条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、50,000 円）とする。

(支給期間及び支払期月)

第5条の2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 【略】

3 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 【略】

第3章 障害児福祉手当

(支給要件)

第17条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（中略）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。（後略）

(手当額)

第18条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、14,170円とする。

(支払期月)

第19条の2 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(準用)

第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項（中略）の規定は、手当について準用する。（後略）

キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

第5条の2 平成28年4月以降の月分の特別児童扶養手当については、法第四条中「33,300円」とあるのは「34,300円」と、「50,000円」とあるのは「51,500円」と読み替えて、法の規定を適用する。

(障害児福祉手当の額の改定)

第9条の2 平成28年4月以降の月分の障害児福祉手当については、法第18条中「14,170円」とあるのは、「14,600円」と読み替えて、法の規定を適用する。

た日
月で
支払
消滅し
もうも
上事務
内に
「手当」
0円と
前月
合すべ
であつ
、手当
9条中
0円」
条中
る。

ク 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年横浜市規則第111号。以下「委任規則」という。）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1) ~ (2) 【略】

(3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4) ~ (22) 【略】

